

佐野市新業態開拓支援補助金取り扱い Q&A

番号	区分	質 問	回 答
1	利用	この補助金はどうすれば利用できますか。	この補助金は、国・県からの補助金の交付決定を受けることを前提としています。国・県で用意されている新型コロナウイルス感染症に係る複数の補助メニューのなかから、新たな設備投資や販路開拓、業務効率化などの取組内容を選択して補助申請し、国・県から補助金の交付を受けることが決定された場合に、この補助金を利用することができます。
2	利用	この補助金と、他の補助金等との併用はできますか。	この補助金による取組と類似した取組内容により、佐野市から他の補助金の交付を受けている事業者は、この補助金を利用できません。また、逆に、この補助金の交付を受けた場合も他の補助金を利用できません。 (佐野市で実施している各支援メニューのうち、「制度融資」「借入金返済利子補助金」「事業継続支援金」以外のものが該当します。)
3	利用	この補助金と類似した取組内容を対象とした補助金（併用できない補助金）はどのような例がありますか。	例えば、この補助金で「設備投資や販路拡大、業務効率化等」に取組んだ場合は、「新しい生活様式定着支援補助金」の補助対象対策と重複します。また、この補助金で「感染予防対策」に取組んだ場合は、「事業所等感染症予防対策補助金」及び「新しい生活様式定着支援補助金」の補助対象対策と重複しますので、利用する補助金を選択する際には注意が必要です。
4	利用	補助金の案内(6/16)以前に既に決定通知を受け取っていたが、この支援金を利用することはできますか。	国の各補助金の「新型コロナ特別枠」一次公募締切が5月中でしたので、この補助金の案内以前に国の補助金交付決定を受けている事業者は、遡って補助金を利用することができます。(別の市補助金について6/16以前に交付決定を受けている場合も、例外として、この補助金も併用できる扱いとします。)
5	利用	市税を滞納している。全額納めればこの支援金を利用できますか。	この補助金は、市税の完納が条件となっていますので、申請書の提出前に必ず納付状況を確認のうえ、納めていない税金があった場合は、納付完了後に申請をお願いします。

番号	区分	質 問	回 答
6	利用	売上減少により、市税の納税猶予を受けている。補助金を利用できますか。	令和元年度以前は完納済みで、令和2年度分について新型コロナウイルスの影響で市税の納税猶予を受けている場合は、補助金を利用することができます。
7	対象	国・県のどのような補助金が対象になりますか。	国の生産性革命推進事業における「ものづくり・商業・サービス補助」「小規模事業者持続化補」「サービス等生産性向上IT導入補助」の各補助金によるコロナ特別枠、または栃木県の「地域企業再起支援事業費補助金」が対象となります。なお、国の補助金を「事業再開枠」も含めて活用する場合は、市の補助金に類似のものがあるため、既に交付を受けてるかどうかの確認が必要です。
8	対象	国の補助金による「コロナ特別枠」では、どのような取組が対象になりますか。(どのような例がありますか。)	<p>国の補助金で「コロナ特別枠」として指定されている取組は、次の3つが該当します。</p> <p>①サプライチェーンの毀損への対応 取組例：新製品・新サービスの開発、部品内製化、生産設備の強化、佐野市内への拠点設備・工場等の移転、など</p> <p>②非対面型ビジネスモデルへの転換 取組例：テイクアウト・デリバリー等の開始、オンラインサービスの導入、EC モール等への出店、キャッシュレス決済の導入、など</p> <p>③テレワーク環境の整備 取組例：WEB会議システムの導入、PC・タブレット等の導入、など</p>
9	対象	どのような事業者が対象になりますか。	佐野市内で事業を営む個人、佐野市内に事業所を有する法人で、佐野市内の事業所において新たな設備投資や販路開拓、業務効率化などに取組む事業者が対象となります。
10	対象	佐野市内在住の個人で事業所は市外にあります。補助金を利用できますか。	この補助金は、佐野市内での事業の継続を支援するという趣旨で制度設計されているため、補助金を利用できる事業者は、佐野市内に事業所を有していることが前提となります。事業所を市外にお持ちの場合は、残念ながらこの補助金を利用することはできません。

番号	区分	質 問	回 答
11	対象	(個人)市外に住んでいますが佐野市内で事業を営んでいます。補助金の交付を受けることができますか。	佐野市内に事業所をお持ちであれば補助金の対象事業所となります。ただし、申請の際に通常の添付書類のほか、市内に事業所を有することがわかる書類(例:確定申告書、事業所所在証明書、営業許可、店舗等の賃貸借契約書などの写し)の提出が必要となります。
12	対象	(法人)市外に本社はあるが佐野市内の工場で事業を展開しています。補助金の交付を受けることができますか。	佐野市内に主たる事業所があり、佐野市の税金(法人市民税、固定資産税等)が課税されていれば補助金を利用することができます。ただし、対象となるのは佐野市内にある事業所における取組です。また、申請の際に通常の添付書類のほか、商業登記簿謄本等の写しの提出が必要となります。(店舗等の場合は営業許可等で代用可)
13	申請	補助金の申請書は、いつまでに提出すればいいですか。	国・県の補助金の交付決定を受けた日から起算して1月以内が申請期限となっています。国・県の補助金の交付を受けることが決まった旨の通知をもらったら、本補助金の申請書も忘れずに提出をお願いします。
14	申請	補助金の申請内容が変わった場合はどのようにすればいいですか。	国・県の補助金では、交付決定後に事業を進める中で、事業費や事業内容が変更になった場合、変更の届け出をすることとなっていますので、国・県から変更を承認する旨の通知を受けた後に、市の補助金についても当初の申請内容から変更のあった旨を国・県の変更決定通知を添えて申請してください。
15	申請	補助事業が完了し、補助金の交付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか。	補助事業が完了した後に、まず国・県の補助金の実績報告や補助金の交付請求を行っていただき、国・県の補助金の交付を受けます。その後、「市補助金の交付決定通知書の写し」「国県補助金の交付の請求及び交付を受けたことがわかる書類の写し」などの必要書類を添えて、1月以内に市に補助金交付の請求をしてください。(請求があった日から10日間程度で補助金を口座に振込みます。)

番号	区分	質 問	回 答
16	申請	国の補助金を2件申請し交付決定を受けました。市の補助金は交付決定を受けた補助金ごとに申請できますか。	市の補助金を申請できるのは、「事業者」単位で1回限りです。同一の事業者で国の補助金を2種類申請していても、複数の申請はできませんが、例外として、経営者が同一であって事業者（企業）名が異なる場合は、事業者ごとに申請することもできます。
17	申請	市の補助金の交付決定を受けた額が、まだ上限額30万円まで届いていませんでした。国・県の別の補助金を活用して、上限額になるまでこの補助金の申請はできますか。	No.16のとおり、補助金の申請ができるのは1回限りとなりますので、申請額が上限額に達していない場合であっても、追加で別の申請をすることはできません。ただし、交付決定を受けた事業内容の変更により事業費が増額となる場合は、補助金額の増額が可能です。
18	申請	補助金を申請するときどのような書類を用意すればいいですか。	補助金申請の際には、補助金交付申請書や印鑑のほか、国・県補助金の交付申請内容及び補助金の交付決定を受けたことがわかる書類の写し、法人の場合は、事業所の所在がわかる書類の写し（3月以内に発行された商業登記簿）、個人（市外在住者）の場合は、事業所の所在がわかる書類の写し（確定申告書・開業届・事業所所在証明など）をご用意ください。
19	申請	補助金の申請内容を変更するときどのような書類を用意すればいいですか。	補助金の申請内容を変更するときは、補助金交付変更申請書の提出が必要です。国・県から変更を承認する旨の通知を受けた後に、その決定通知の写しのほか、変更内容がわかる書類、市補助金の当初の交付決定通知の写しなどをご用意ください。
20	申請	補助金を請求するときどのような書類を用意すればいいですか。	補助金交付請求書や印鑑のほか、補助金の振込先を確認できる通帳の写し、市の補助金交付決定通知書の写し、国・県の補助金の交付請求及び交付を受けたことがわかる書類の写し、補助事業の実績がわかる書類（写真・領収書写しなど）をご用意ください。
21	申請	申請に使用する印鑑は、どのようなものでも可能ですか。	申請書や請求書に使用する印鑑は、法人の場合は代表者印（社印）、個人の場合は本人印を使用してください。なお、印鑑は朱肉を使用するもの以外（シャチハタ等）は不可となっていますので、ご注意ください。

番号	区分	質 問	回 答
22	申請	市税に滞納がないことを証明する書類の添付は必要ですか。	納税証明を取得する際の手間や、手数料の負担を軽減できるよう、申請書の下欄（同意欄）にご記入いただくことで、同意を受けた産業立市推進課のほうで市税の納付状況を確認いたしますので、納税証明等の添付は不要です。
23	申請	申請書に記入している途中で一部書き損じが生じた場合は、どのように修正したらいいですか。	軽微な修正の場合は、該当箇所に二重線を引いて消し、申請時の印鑑を押印してください。ただし、金額の部分だけは修正できませんので、誤って記入してしまった場合は、再度別の申請書に書き直しをお願いします。
24	申請	申請は取り消されることもありますか。	偽りやその他不正な手段により補助金の給付決定を受けた事実を確認したときは、補助金交付の決定を取り消すこともあります。（この場合、既に交付済みの補助金も返還していただきます。）
25	申請	申請からどれくらいの期間で支援金が振込まれますか。	スピード感を持って支援金が給付できるよう、添付書類や申請手続きを簡素化して対応させていただきますので、概ね申請 10 日後を目安に、毎月 10 日・20 日・30 日の 10 日間隔で、指定口座に振込みします。